

法テラス佐渡法律事務所の業務説明

弁護士 神田 敬郎

1、「法テラス」って何？

正式名称は「日本司法支援センター」

＜法テラス＞は愛称

「法で社会を明るく照らす」

「陽当たりの良いテラスのように皆様が安心できる場所にする」

平成18年4月1日設立

2、法テラスの主な業務

(1) 情報提供…法的トラブルに対する情報提供、機関紹介

電話による回答も可能。ただし、一般的な法律知識の提供に限られ、個別具体的な事件のアドバイスはできない（情報提供担当者は弁護士ではない）。

新潟県では、法テラス新潟（新潟市）またはコールセンター（全国共通）。

(2) 民事法律扶助…無料法律相談（厳密に言えば、法テラスが相談者の代わりに

に弁護士に相談料を払っている）、弁護士費用の立替（法テラスが弁護士費用をいったん立替払いして、依頼者はそれを分割払いで法テラスに払う）

(3) 国選弁護業務…刑事事件における国選弁護人の選任、報酬の支払等の業務

(4) 司法過疎対策…すべての人が弁護士に相談・依頼できるように法テラスが法律事務所を設立し、法テラスが直接雇用する弁護士が常駐する。

①地方型…弁護士が少ない地域に法テラスの法律事務所を設立

②都市型…都市部貧困層のために都市部に法テラスの法律事務所を設立

新潟県では、①として法テラス佐渡法律事務所があるが、②の機能を持つ事務所はない（新潟地方事務所は（1）～（3）の機能しかない）。

3、法テラス佐渡法律事務所の業務

(1) 法律相談

予約制（予約自体は電話でも来所でも可能）

無料相談（収入、資産が一定額以下なら同一事件について3回まで無料）

有料相談（30分5400円）

(2) 事件受任

扶助受任…法テラスの弁護士費用立替制度による受任（資産、収入一定額以下）

有償受任…民間の弁護士と同じような着手金、報酬で受任

(3) 関係機関との連携

市役所、社会福祉協議会、各種団体との連携

4、主な相談内容

- ・債務整理（借金、過払金）
- ・離婚・不貞
- ・相続（遺産分割、相続放棄）
- ・貸金
- ・その他

5、生活困窮者支援との関係

生活困窮者の悩みは

①収入が少ない…行政、福祉機関向き

②支出が多い… //

③借金がある…弁護士向き

④離婚・離縁等、家族関係の問題…場合によっては弁護士向き

生活困窮支援担当者や市役所を介して法テラスに法律相談の予約が入る

（ケースに応じて本人のみ相談、担当者同席で相談）

6、地域の皆様との関係

(1) 地域→→福祉・行政→→弁護士

(2) 地域の皆様から本人 or 家族に法律相談を勧める

★元気な方であれば、自力で問題を発見し、行政、福祉、弁護士にたどり着くが、
高齢者、障害者は自力でできないことがある

↓

地域社会による発見、連絡が重要になる